

今号では、アベノミクスで話題となった所得拡大促進税制を含めて、会社が従業員への雇用に対して雇用者の増加又は給与UPを行った場合の政策減税（租税特別措置）について、特集します。

雇用者増加・給与UPをお考えの企業の皆様へ ～税法上の優遇制度が延長・拡充されています！～

雇用者を増やす企業を支援！ 雇用促進税制の税額控除

(1) 概要

平成28年3月31日までの期間内に開始する事業年度に、雇用者数を2人（大企業は5人）かつ10%以上増加させる等一定の要件を満たした場合、雇用者数の増加1人あたり**40万円の税額控除**が受けられます。

(2) 適用対象者

青色申告書を提出する法人、個人事業主（風俗営業等を営む事業主は除かれます）

(3) 適用要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ①適用年度とその前事業年度に**事業主都合による離職者がいないこと**
- ②雇用保険一般被保険者の数が**2人（大企業は5人）以上、かつ10%以上増加していること**
- ③給与等支給額が比較給与等支給額（※）以上であること

※比較給与等支給額＝前事業年度の給与等支給額＋前事業年度の給与等支給額×雇用増加割合×30%

(4) 税額控除額

雇用者数の増加1人あたり40万円（法人税額の20%（大企業は10%）が限度）

(5) 手続き（確定申告までの流れ）

適用年度開始・・・適用年度開始後2ヶ月以内に、雇用促進計画を作成しハローワークへ提出（受付印を押印され返却された雇用促進計画は大切に保管して下さい。）

適用年度終了・・・適用年度終了後2ヶ月以内（個人の場合は3月15日まで）に、実績をハローワークに確認を求め（ハローワークでは提出された書類を預かり、雇用促進計画の達成状況を確認しますが、確認に2週間から1ヶ月程度要しますので、確定申告期限に間に合うよう、余裕をもって送付して下さい。）

確定申告・・・ハローワークの確認を受けた雇用促進計画の写しと適用額明細書を添付し、税務署へ確定申告

給与を増やす企業を支援！ 所得拡大促進税制の税額控除

(1) 概要

平成30年3月31日までの間に開始する事業年度において、従業員へ支給する給与を増額した場合に、その**増加額について10%の税額控除**が受けられます。

(2) 適用対象者

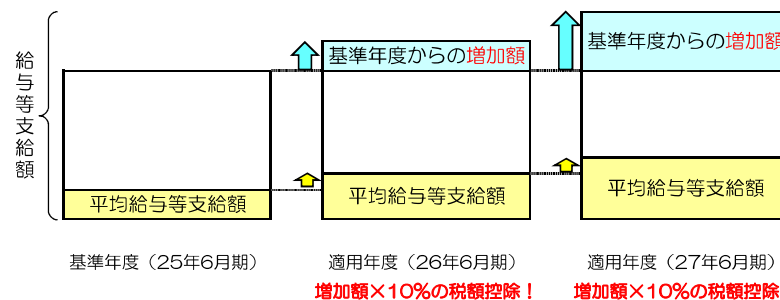
青色申告書を提出する法人、個人事業主

(3) 適用要件

- ①給与等支給額が、基準事業年度に対し、年度によって2%～5%以上増加していること
- ②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額以上であること
- ③平均給与等支給額（一人当たり給与等）が前事業年度の水準を超えること

(4) 税額控除額

給与等支給額の増加額の10%（法人税額の20%（大企業は10%）が限度）



両者の比較 ～2つの制度は選択適用です！～

	雇用促進税制	所得拡大促進税制
目的	従業員数（雇用）を増やすこと	従業員の所得を増やすこと
主な適用要件	雇用する従業員数（雇用保険一般被保険者）を増やすこと（役員等は除く）	従業員に支給する給与等を増やす（賞与も含まれる）（役員等に対するものは除く）
控除税額（共に法人税額の20%が限度）	雇用者増加数×40万円	給与等増加額×10%
計画の事前提出	事前に雇用促進計画をハローワークへ提出する必要あり	不要
解雇者がいる場合の利用制限	利用不可	制限なし
設立年度の適用	不可	可能
担当省庁	厚生労働省	経済産業省

※上記の適用要件等について、実際の適用においては詳細な判断が伴います。ご不明な点や具体的な適用要件等については、我々までお問い合わせください。